

平成30年度

事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

社会福祉法人 青い鳥

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	4
小児療育相談センター 小児眼科部	6
小児療育相談センター 検診事業部	7
子育て事業部	8
横浜市東部地域療育センター	10
横浜市中部地域療育センター	12
横浜市南部地域療育センター	14
川崎西部地域療育センター	16
横須賀市療育相談センター	18
横浜市港南区生活支援センター	20
川崎市発達相談支援センター	21
川崎市発達障害地域活動支援センター	23
横浜東部就労支援センター	25
川崎南部就労援助センター	27

はじめに

29年度は改正社会福祉法に基づき、法人の諸規程の改定を行ったが、30年度は新規程に基づく体制や方策を具現化していく。さらに法人の将来を見据え、第三期中期事業計画（28年度～30年度）を引き継ぐ形で発展させ、新たに財務計画を加えた中期経営計画を策定し、経営の安定化と事業の活性化を図ることとする。

法人の財務状況は2年連続の赤字決算から28年度には黒字転換を果たしたが、その要因は単年度的なものが多く、構造的なものとは言えない。自治体の予算の引き締めや診療報酬の改定など外部要因も含め楽観は許されない。法人の経営努力とともに社会福祉法人の事業の安定と継続性についての理解を関係機関に働きかけることにも取り組んでいきたい。

各療育センターでは増加を続ける発達障害児への対応を進めているが、今後は限界に近付いている待機期間の短縮だけでなく、ケースワーカーが待機中に相談に応じる保護者支援に力を入れるなど、初診待機に対する新たな考え方を検討・提案していく。

民間企業の景気回復による雇用状況の改善の一方で福祉分野での人材確保が困難になってきている。当法人の職員募集に対する応募状況も減少傾向にあるため、29年度は若手職員を中心に「青い鳥セミナー」を開催するなど、法人の事業の広報・周知に努めた。30年度も引き続き「青い鳥セミナー」を開催するなど人材確保への取り組みを強化していく。

29年度に整備した「個人情報保護に関する方針」等の関連規程に基づき、職員の個人情報保護意識の徹底や情報セキュリティシステムの構築を図っていく。そのため、外部専門機関の協力も得ながら、各施設から選ばれた職員によるタスクミーティングを編成し、取り組みを進めていくとともに、各施設においても委員会を設置し、周知の徹底などを図っていくこととする。

経営企画本部

【各部門目標】

総務部

- ①将来に亘る法人の安定経営のための健全な財政基盤確立方針の策定と新たな中期経営計画と一体をなす財務計画を検討する。
- ②コストマネジメントと自主財源増収など年度収支黒字化の更なる推進を図る。
- ③管理会計の推進と共通経費配分ルールの意識化を図る。
- ④本部事務・会計処理の更なる効率化と、各事業所管理部門との密接な連携と支援、事務・経理指導を行う。
- ⑤大規模災害等緊急時の計画検討を行う。
- ⑥法人の外部資金確保に向けた寄附金募集の仕組みづくりを継続発展させる。
- ⑦社会福祉法人制度改革に即し、ガバナンス強化や内部統制の推進、適切な情報公開の推進を図る。

人事部

- ①人事給与制度、人事考課制度の安定した運用をすすめつつ、課題や改善点を整理・検討するとともに、労務管理を就業規則に即し適切に行う。
- ②厳しい求人難に対し、青い鳥セミナー他あらゆるツールを用いて人材確保に努める。
- ③人材育成のため法人全体の人事異動の内容について検討を進める。
- ④障害者雇用を促進するため検討を進める。
- ⑤ワークライフバランスの推進に向け、超過勤務時間の縮減に努める。

事業部

- ① 中期事業計画に替えて新たに中期経営計画を策定する。
- ② 横浜市東部・中部・南部地域療育センター指定管理者更新の準備と対応を行う。
- ③ 発達障害についての社会の理解や啓発を広げることを目的に第4回発達障害者支援フォーラムを開催する。
- ④ 法人の人材確保への取り組みである第2回青い鳥セミナーの開催を支援する。
- ⑤ 法人ホームページにおいて、職員インタビューなどのコンテンツを充実させ情報発信を強化することにより、採用試験の受験者増などにつなげる。

【計画関係】

I 経営の安定とサービスの質の向上

- ・ 中期事業計画に替わり法人の将来を見据え、新たに中期経営計画を策定する。
- ・ 第三期中期事業計画 の30年度計画について進捗管理を行う。
- ・ 3年目を迎える現行の法人モデル事業の検証を行うとともに、新たなモデル事業の選定を行う。

II トータルな人材マネジメント

① 階層別研修の徹底

職員全体研修、新採用職員研修、中堅職員研修、主任研修、管理職研修、実務研修などを持続的に実施するとともに、体系的な研修の更なる充実を図る。

② 人事考課制度の安定的運用・見直し

本格実施後の評価について安定的運用を図り、課題や改善点を整理し修正する。管理職を対象に考課者研修（考課前、考課後）を実施する。

③ ワークライフバランスの推進

ワークライフバランス推進のため、超過勤務時間の縮減について計画的に進める。

Ⅲ 公益的取組の推進

① 社会福祉法人改革への対応

社会福祉法人制度改革の主旨を踏まえ、ガバナンス強化や地域社会に貢献する取組を推進する。

② 第4回発達障害者支援フォーラムの開催

発達障害について社会の理解が進むよう、市民を対象とした講演会を31年2月23日(土)、関内ホールにて開催する。

③ 法人モデル事業

「道なきところに道を」の理念を実現するため、法人が費用を負担し、新たな課題への対策に取り組む。

④ 障害者雇用の促進

障害者雇用を促進するため検討を進める。

Ⅳ 組織統治(ガバナンス)の確立

① 防災規程等の整備

事業が速やかに継続できるよう大規模災害等緊急時の初動体制や対策本部の設置などの検討をすすめる。

② 組織の一体的推進

- ・職員参加による紙面づくりを基調とした「バードランド」を編集・発行し、他事業所に配属されている多くの職員が一丸となる組織風土づくりをすすめる。
- ・理事長主催のタウンミーティングを引き続き開催する。

③ 法人自主事業への寄附金募集の推進

法人が行う自主事業への理解と財源確保に向け寄附金募集をすすめる。

④ 定期人事異動制度の確立

一括採用により、適切な人材確保に努めるとともに、人事異動のルールを整理し、法人全体の人事異動を計画的に実施する。また「職員の人事異動に対する基本的考え方」の見直しを検討する。

⑤ IT化の推進

- ・法人ホームページの安定的な運用と職員インタビュー等のコンテンツの追加により、広報・啓発を充実させる。
- ・情報共有に関連したアプリケーションの導入による会議時間削減など、ITシステムを活用した業務改善について検討する。

⑥ 情報セキュリティ体制の構築

- ・法人の扱う個人情報および情報資産を適切に管理するため、内部組織を立ち上げ情報セキュリティ体制の構築をすすめる。

Ⅴ 経営基盤の強化

① 健全で安定した財政基盤の確立

- ・法人の安定的な経営基盤の確立及び持続的な発展に向けて、次期中期経営計画と一体をなす財務計画策定をすすめる。
- ・予実管理の徹底や増収と経費節減を行い、黒字化対策を進める。
- ・各事業を展開するうえでの必要な財源確保につき関係自治体へ要求を強める。

② 新小児療育相談センターの在り方検討

- ・新小児療育相談センター基本構想などを進めるため、プロジェクトで診療相談部の事業状況の把握・分析を行う。

小児療育相談センター 診療相談部

【事業部目標】

①丁寧な相談対応

充実した思春期・青年期の発達障害等の診療相談を行い、家族関係・学校生活、仕事・地域での暮らし等に視点をあてた支援を行う。

29年度参加者が増加した『家族のための勉強会』については、アンケート結果からニーズの高いテーマで専門家を招聘し、参加者にとって満足度の高い内容の勉強会を開催する。

②待機期間の短縮

診療相談の新規申込者の急増に伴い、従来の方法では申込受理に関する業務が膨大となっている。新規利用者のニーズや状況に合わせ、受理面接か電話受理を選択することで効率化をはかり、申込から初診までの待機を短縮する。以降も状況に合わせて、医師の診察、心理相談や検査の実施調整を行い、各場面で発生する待機期間の短縮を図る。

③人材の育成

OJT や内部研修に加え、地域他機関との交流や見学、各職種の学会等の外部研修へ参加し利用者サービスの向上につなげる。

④経営基盤の強化

第3診療室は週3日の運用を継続する。新患の安定的な受入れと、ニーズに応じて再診を速やかに受け入れ、利用者満足度と収益の増加につなげる。

診療報酬の改定による減益にならないよう、動向に目を配り、最大限の適正な申請を実施する。

⑤発達障害児者対応充実に向けた情報発信

昨年度、横浜市が実施したアンケート調査により、小児療育相談センターの診療相談実績の多さは明らかになった。今年度は支援者講習や保護者プログラムなどを実施し、発達障害児者対応の情報発信を企画・展開する。

【事業計画】

1. 診療相談事業

平成30年度についても、地元横浜市を中心とし、発達障害児・者、知的障害児・者の「幼児期から学齢期、青年期、成人までのライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らし等に焦点をあてた医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

(1) 職員体制 医師(児童精神科・神経小児科・小児科)、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、臨床心理士、作業療法士、事務員等の常勤、非常勤 計32人

(2) 主な業務内容

- ・医学的診断と治療(精神療法、薬物療法等)、および相談指導
- ・家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・学齢後期のグループ活動
- ・保護者勉強会

(3) 事業計画

内 容	事業計画	備 考
継続患者	2,500 人	・地域別（横浜市 1,750 人、川崎市 250 人、 県域 400 人、県外 100 人） ・年齢層別（就学前 50 人、小学生 250 人、 中高生 1,100 人、青年 270 人、成人 830 人）
新規患者	700 人	・就学前 30 人（主に横浜市外） ・小学校高学年、中高生など 670 人（横浜市：80%）
心理相談	610 人	・新規相談 240 人 ・継続相談 370 人 （延べ相談件数 2,100 人）
関係機関連携	170 件	・学校訪問等、療育機関、医療機関等
通院集団精神療法	200 人	・45 回実施（週 1 回実施、主に学齢後期対象）
保護者勉強会	255 人	・講演会 6 回 ・体験型勉強会・座談会 5 回

2. 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象に、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

なお、「第3期横浜市障害者プラン」において新設が策定されている4ヶ所目の事業所は計画が延長されているが、引き続き市所管課と折衝し動向を注視していく。

(1) 主な取組内容

- ① センターにおける診療と相談
- ② 家族を対象とした勉強会等の実施
- ③ 学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④ 相談後の処遇の場の提供および研修会等

(2) 診療相談

- ・支援生徒数：中学生、高校生等 約 1,100 人（延べ 5,000 人）

(3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするために学校、方面別教育事務所、児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・支援生徒数：約 60 人 ・連携支援件数：約 140 件

3. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

在宅障害児療育相談、児童精神科診療に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカーおよび小児眼科部視能訓練士の人件費の一部を補助金によって運営する。

4. 社会貢献

実習指導者講習会修了者を配置し、福祉専門学校等からの実習生を受け入れる。

小児療育相談センター 小児眼科部

【事業部目標】

①眼科受診件数の維持・診療内容充実への取組（継続実施）

年間 6,000 人（延数）の診療を安定的に行うため医師、スタッフの適正配置に努め、新患受け入れ体制の充実、診療時間の短縮など利用者サービス向上に取り組む。
又、スタッフの発達障害児理解の為、勉強会等を行うと伴に利用者の安全確保への取組を進める。（待合への巡回実施・センター内 2 階児童精神科等との連携強化）

②医師の発掘・育成（継続実施）

小児眼科領域を標榜する医師を積極的に受け入れ育成に努める。

③視覚認知・検査トレーニング事業の内容の充実

実施後 3 年を経過し定着した視覚認知検査トレーニング事業の内容の充実を図る。
（書字識字サポート枠の設置・療育機関との連携等）

【事業計画】

1. 診療体制

- （1）診療日：週 3 日（月・水・木）、2 外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）
視覚認知：第 3・4 月曜日（OT 枠第 4）、火曜日、金曜日（第 1・2 は 2 枠）

	月	火	水	木	金
午 前	2 外来	視認	2 外来	2 外来	視認
午 後	1 外来	視認	2 外来	1 外来	視認

- （2）利用者数

28 年度 実人数 2,746 人（初診 568 人、再診 2,178 人）

延べ人数 約 6,531 人

※初診のうち、約 55%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児である。

	平成 28 年度	平成 29 年度 （予想）	平成 30 年度 （見込み）
初 診	568	530	500
再 診	2,178	2,053	2,000
計	2,746	2,583	2,500
延べ人数	6,531	6,200	6,250

- （3）視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	117 人（延人数）
トレーニング実施人数	60 人（実人数）
トレーニング実施回数	210 回

※29 年 12 月末現在

初診児の主な診断名

- ① 屈折異常：近視、近視性乱視、遠視 等
- ② 弱 視：屈折性弱視、不同視弱視 等
- ③ 斜 視：外斜視、内斜視 等
- ④ その他疾患：睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障 等

2. 職員体制 医師、視能訓練士、看護師等 計 12 人（常勤、非常勤）

小児療育相談センター 検診事業部

【事業部目標】

①川崎市 3 歳児健診での視聴覚検診の定着

29 年度川崎市 3 歳移行完了に伴い、改めて視聴覚検査の意義、重要性を関係保健師等に啓発すると共に、二次検査のスケジュールリングなども含め事業運営の安定化を図る。

②横浜市検診システム変更への対応

横浜市が検討している「検診年齢の引き下げ」に対し、具体案を提案し施策に協力する。

③次世代聴覚スクリーニング機器の検証

次世代スクリーニング機器の検証を進め改良に繋げ、旧機器からの完全移行と出動回数増に伴い新機器増を目指す。

④経営基盤の強化（収入増への取り組み）

県域に対し単価改正、見直しを提案し収入増に繋げる。

⑤事業運営上の安全性の確保

検診車へのドライブレコーダー装着や保健センター、休日急患診療所などの各検診現場や待合での事故等未然防止の徹底を行う。

【事業計画】

1. 県域 3 歳児視聴覚検診事業（神奈川県域市町委託事業）

母子保健法及び同法施行規則にもとづき、市町村の 3 歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実に行う。

(1) 一次調査：平成 30 年度は 24 市町において約 3 万人の検診を行う。

(2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚 26.0%（7,733 人）、聴覚 23.3%（6,911 人）の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。（推計）

県域市町別検査予定数（平成 29 年 1 月 1 日現在人口統計による）

平塚	1,804	秦野	1,118	葉山	213	中井	44	箱根	36	山北	58	合計
鎌倉	1,129	大和	2,002	寒川	389	大井	102	湯河原	98	横須賀	2,515	
小田原	1,324	伊勢原	805	大磯	179	松田	55	真鶴	40	藤沢	3,619	29,708
逗子	393	南足柄	291	二宮	164	開成	165	愛川	243	川崎	12,922	

2. 川崎市 3 歳児視聴覚検診事業（川崎市委託）

28 年度 10 月より川崎市 3 歳 6 ヶ月乳幼児検診の枠組みにおいて視聴覚検診を実施。
30 年度は約 13,000 人の検査を実施する。（上記表記載）

3. 横浜市 4 歳児視聴覚検診事業（横浜市委託事業）

横浜市の幼稚園・保育所（施設数：横浜市 1,070）に在園している 4 歳児（児童数：横浜市 30,000 人）を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導につなげる。

家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数（平成 29 年 1 月 1 日現在の実績による）

	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
横浜市	30,000 人	4,659 人（15.5%）	3,397 人（11.3%）

4. 職員体制

視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計 14 人（常勤、非常勤）

5. 社会貢献

県域における乳幼児健診従事者や横浜市、川崎市幼稚園・保育所関係者を対象に、幼児の視聴覚の早期発見・治療の重要性を啓発する「研修会」等を行う。

子育て事業部

【事業部目標】

① 事業の継続

横浜市では「鶴見区子育て支援拠点」で5ヵ年の振り返りを行った上、次期5ヵ年の運営法人の公募が行われ、引き続き青い鳥が運営法人に選定された。また、30年3月から「同サテライト」(28年度末に開設)においても利用者支援事業が始められた。県域全体では29年11月に御成町から由比ガ浜へ新設移転した鎌倉市鎌倉子育て支援センターを始め、7市4町で22か所の「子育て支援センター」を、また、5市3町で8か所の「ファミリー・サポート・センター」を運営していく。

② 今年度の事業展開

日本全体で少子化が進む中で、乳幼児人口が減少する地域がある一方、マンション開発などにより増加し続ける地域もある。さらに出産の高齢化やひとり親家庭の増加など子育てを巡る状況は年々多様化している。このように各自治体、地域により異なる子育て支援のニーズに迅速かつ的確に応えるために、これまでの法人及びアドバイザーの知識と経験を最大限に発揮し、それぞれの地域課題に取り組んでいく。

③ スタッフのスキル向上

神奈川県が国の要綱に則り毎年実施している子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを含む各種子育て関係事業を対象とした「子育て支援員研修」に当法人のベテランアドバイザーを講師として派遣するとともに、アドバイザーの受講を順次進め、高いスキルの取得を図ると同時に、各施設、各事業間の人事交流などを含め、研修を強化し、アドバイザーの一層の資質の向上、人材育成を図っていく。

【事業計画】

1. 地域子育て支援拠点事業〔子育て支援センター事業、つどいの広場事業〕

(県域7市4町委託事業)

藤沢市をはじめ県下7市4町の委託により、子育てアドバイザーを配置して親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、各種支援活動を展開する。

- ・支援センターの運営 15か所、つどいの広場の運営 7か所
- ・アドバイザー配置数 92人

※「つどいの広場」とは週3回程度開設する、支援センター同様運営の事業。

表ー1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	鎌倉	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄
人口 (H30年)	57,361	172,129	429,249	240,951	166,064	42,613
支援C(つどい)箇所数	1(0)	3(0)	1(1)	3(0)	1(6)	1(0)
アドバイザー配置数	8	12	9	16	18	5
H30年度来所人数見込	12,200	27,000	19,500	32,000	44,000	7,500
H30年1月末現在来所人数	10,191	19,942	16,474	27,360	37,209	6,336
	座間	寒川	松田	山北	開成	合計
人口(人)	129,467	48,153	10,950	10,115	17,536	1,324,588
支援C(つどい)箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	15(7)
アドバイザー配置数	5	7	4	4	4	92
H30年度所人数見込	15,300	9,700	5,700	9,400	9,400	191,700
H30年1月末現在来所人数	13,338	8,202	4,830	7,773	7,788	159,443

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

2. 横浜市地域子育て支援拠点事業(鶴見区、磯子区委託事業)

鶴見区拠点は公募を経て30年度からの第三期5ヵ年の受託・運営が決定した。30年度は引き続き、拠点・サテライトともに順調かつ確実な運営を行い、また、サテライトにおいては利用者支援業を4月より開始する。磯子区は第二期受託が4年目となり、既存実施事業の着

実な運営を行うことと併せて、これまでの取り組みを振り返り、31年度に実施される第三期運営法人選定に向けての作業を行う。

横浜子育てサポートシステムは鶴見区・磯子区両区ともに、会員数及び活動件数の増加に向け、広報、研修会実施などを継続して行う。

表ー 2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口 (H30 年)	288,966	166,515	455,481
アドバイザー配置数	21	13	34
H30 年度子育て支援拠点来所人数見込	36,000	24,000	60,000
H29 年度子育て支援拠点来所人数	30,391	20,066	50,457
H30 年度子育てサポートシステム活動件数見込	2,900	2,300	5,200
H29 年度子育てサポートシステム活動件数	2,515	2,030	4,545
H29 年度子育てサポートシステム会員数	922	675	1,597

H29 年度来所人数、会員数、活動件数は平成 30 年1月末現在

3. ファミリー・サポート・センター事業 (県域市町委託事業 5市3町)

藤沢市をはじめ県下5市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時預かり活動を通して、仕事と育児の両立を支援するとともに、在宅母親（専業主婦）の託児ニーズにも広く応える事業として子育て家庭の育児負担の軽減を図る。

「子ども・子育て支援新制度」における「地域子ども・子育て支援事業」のひとつであり、地域の子育て支援の重要な拠点であることを踏まえ、一層、事業の積極的な運営を行う。

・アドバイザー配置数 33人 (平成30年4月1日予定)

表ー 3 ファミリー・サポート・センター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄	寒川	松田	開成
人口 (H30 年)	57,361	429,249	240,951	166,064	42,613	48,153	10,950	17,536
アドバイザー配置数	5	9	5	4	3	3	2	2
H30 年度活動件数見込	3,200	12,000	8,400	5,000	1,200	1,600	680	350
H29 年度活動件数	2,741	9,929	7,070	4,379	1,071	1,345	585	305
H29 年度会員数	1,568	7,235	4,105	3,325	1,095	1,072	389	187

H29 年度会員数、活動件数は平成 30 年 1 月末現在

4. その他

子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布

5. 社会貢献等

- (1)将来の子育て支援人材の育成のために、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。
- (2)地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となるように、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるように、視察や・見学についても積極的に受け入れる。
- (3)地元のテレビ番組や地域情報誌の取材についても、利用者のプライバシーに配慮しつつ、幅広い情報提供の一環として協力していく。

横浜市東部地域療育センター

【施設目標】

① 質の高い福祉サービスの提供

- ・初診前のサービスの本格実施及び再検討（相談ルームいろは等）。
- ・外来療育・通園療育の柔軟な組織再編の試験的な実施（初診後の内部待機対策・あり方検討委員会の設置）。
- ・リスクマネジメント強化（災害時の安全点検マニュアル・施設の安全整備）。

② 地域貢献活動の推進

- ・障害理解の啓発活動充実のための内容を検討。
- ・民間の児童発達支援事業所との連絡会を開催し、個別支援会議を実施。

③ 人材の育成及び人材の確保

- ・所長交代による内部連携の充実。
- ・新卒者、大学に対する施設見学・講義への協力。

④ 経営基盤の強化

- ・施設の組織体制強化を目的とした、職員採用・異動計画の立案。
- ・利用料金収入による非常勤職員の確保についての見直しと振り返りの実施。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来

・初診 650～700 人、再診 2,500～3,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成を行う。

早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある 2～4 歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 平成 30 年度利用児童数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	85	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	28	40
計	113	90

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。

（新規に療育経験のない 3 歳児知的障害児クラスと、2 歳児肢体不自由クラスを開催）

② 原則 2～3 歳児は親子通園、4～5 歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。

(3) 年間行事（クラスの療育日数に応じて開催行事は異なる）

入園式、懇談会、個別面談、家族参観、家庭訪問、家族勉強会、遠足、園外療育、交流療育、お楽しみ会（クリスマス）、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

診療部門のスタッフとともに、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 750 件、延べ相談件数 7,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間 200 回、延べ相談件数 1,700 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 鶴見区 60 件、神奈川区 25 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (41 校、延べ 100 件) へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある 4 歳児・5 歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々 2 クラスで 12 人、週 48 人を、それぞれ週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。また、知的障害を伴う発達障害児の集団療育の場である「からふる」も継続実施をする。
- (9) 保育所等訪問支援事業：家族の希望により、保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的な支援を実施し、安定した利用を目指す。(従来の巡回相談と併せながら実施の検討を行う。)
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者 170 人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：支援の充実に向けて、鶴見区内に新たに創設した相談ルームいろはを活用し、相談機能と支援の強化と広場事業等の事業を行う。

4. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『乳幼児期への子育て支援』に取り組む。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営協議会の開催 (年 2 回)
- ・苦情の受付
- ・市との連絡調整会議
- ・給食の提供 (委託)、通園バスの送迎 (委託) 等
- ・事故対応と報告
- ・情報公開 (自己情報開示) への対応 ・監査への対応 (実態調査・外部監査)

6. 職員体制

所長 (医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 103 人 ※所長交代

7. 社会貢献

- ・実習生の受け入れ ・ボランティア：通所兄弟妹保育 ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において障害の理解講座 (幼保職員、子育て関係者等) を開催

横浜市中心部地域療育センター

【施設目標】

①人材の育成

施設内の研修の実施。外部研修、階層別研修への参加の推進。

②初診待機と相談支援事業

初診待機期間増への対応と相談支援事業の推進

③通園体制の見直し

集団療育の流れの検討（早期、通園、フルール共通で）

④効率的で効果的な経費支出（修繕の推進）と施設運営（改善と指定管理更新にむけて）

事務作業の確認方法の見直し、仕組みの整理

ケアプラザとの按分の明確化（局区を交えた調整）

安全かつ安心な給食提供に向けたマニュアルの見直し

⑤モデル事業

保護者を支えるため「発達障害のメンタルヘルスサポート」実施

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児科、神経小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
・初診 500～530人 再診 3,500人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会を行う。早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面の支援・相談等を行う。

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援、地域での生活支援を行う。

(1) 平成30年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	93	50
医療型児童発達支援センター	8	40
計	101	90

(2) クラス編成

① 親子通園（概ね3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独並行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。

② 親子通園内に並行通園クラス1クラスを開設する。

③ 単独並行通園クラスは、地域支援も兼ねてクラス担任が幼稚園・保育所へ出向いて巡回訪問療育を行い、利用児支援と共に並行通園先の職員との連携強化を行う。

(3) 年間行事

入園式、卒園式、遠足、お楽しみ会、交流保育、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・

連絡調整を行う。

- (1) 相 談：発達の違いや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 600 件 延べ相談件数 8,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の違いや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 200 回 延べ相談件数 1,500 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 西区 40 件、中区 50 件、南区 60 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (25 校 延べ 75 件) へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業 (フルール)：知的発達に遅れのない発達障害のある 4 歳児・5 歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々 2 クラスで 12 人、週 48 人を、それぞれ週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。時間を延長して午後 1:30 までの療育を 1 クラス年 7 回、年間 28 日間開催予定する。また、フルールを卒業した学齢児を対象児にして、年 12 回の午後プログラム開催も予定する。
- (9) 保育所等訪問支援事業：家族の希望により、保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的な支援を実施し、安定した利用を目指す。(従来の巡回相談のスタイルで継続する。)
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者約 150 人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援(利用計画等)を行う。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. その他の事業

前年度に引き続き、地域ニーズ対応事業として、本人、ご家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」の定着に向けた取り組みをする。CARE (Child Adult Relationship Enhancement) 講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、より多様なニーズに応えられるようにする。

また、指定管理者更新の時期となるので、継続に向けた取り組みを実行する。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年 2 回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤計 79 人

7. 社会貢献

- ・実習生(通園、言語聴覚士、作業療法士、医師等)、ボランティア、見学者受入 ・施設開放積極的に外部機関とのつながりを持ちながら、療育全体の質を高める努力をする。

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

①人材の育成

キャリア別研修の評価と研修計画の再構築。

②待機への取組

初診前面談、子育て支援グループ及びセミナーが安定して実施され、サービス提供が3か月以内に開始されている。多職種スタッフにより、セミナーを多様化させる。

③柔軟な療育システムの構築

希望状況に応じて、並行通園形態を一部変更しながら運営できるようになる。療育プログラムの検証方法について、再整理する。

④経営基盤の強化

検査件数を増加させ、評価ルーチンとして安定させる。各課ヒアリングを継続し、執行管理、配分予算の見直しを行う。業務の効率化、時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品更新を推進する。

⑤危機管理体制の整備

危機管理について、主任、管理職に留まらず、各職員自らが日常的に確認し合い、安全な療育と施設管理を行えるようになる。バス避難訓練を含めた、実践訓練の継続と課題抽出を行う。

⑥法人モデル事業

「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の効果について調査し、プログラム内容のさらなる充実を図る。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、神経小児科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
・初診 500～550人 再診 2,500～3,000人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに見合った療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように援助するため障害の特性に配慮したクラス編成と療育を行う。

(1) 平成30年度利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	101	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	16	40
計	117	90

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢を考慮し、親子通園（週2日）・単独通園（週5日、週2日）等にクラス編成をする。
- ② 原則として3歳児以上の子どもを対象に特性や状態にあわせて、保護者と相談しながら登園頻度、療育年数、所属するクラスを検討し実施する。
- ③ 単独通園部門においても、週2日の並行通園クラスを運営する。

(3) 年間行事

始業式、入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 600 件 延べ相談件数 4,500 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 180 回 延べ相談件数 2,000 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 磯子区 70 件、金沢区 70 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (24 校 延べ 70 件) へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」(旧：児童デイサービス)：知的発達に遅れのない発達障害のある 5 歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々 2 クラスで 12 人、週 48 人を、それぞれ週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：家族の希望により、保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的な支援を実施し、安定した利用を目指す。(従来の巡回相談のスタイルで継続する)
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者 165 人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援(利用計画等)を行う。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. その他の事業

- ・【継続】法人モデル事業『エビデンスに基づいた家庭療育プログラム』
- ・【継続】地域ニーズ事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』
- ・【継続】待機児育児支援事業『ありんこ』(集団療育開始前の期間の育児支援グループ)

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営協議会の開催(年 2 回)、苦情受付
- ・市との連絡調整会議
- ・給食の提供(委託)、通園バスの送迎(一部委託)、施設開放の実施等

6. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 88 人

7. 社会貢献

- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ(社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等)
- ・ボランティア受け入れ(通園兄弟妹保育、保育補助、教材作成)

川崎西部地域療育センター

【施設目標】

- ① **子どもと保護者の意欲を引き出すセラピー**
子どもと保護者の意欲を引き出し、希望を持って過ごせるように、診療・評価・セラピーの専門性をみがく。
- ② **通園療育の再検討**
子どもの発達や特性に合わせて環境調整や視覚支援を使用したり、子どもとの遊びを充実させるなどしていくなかで、家庭や地域との情報共有や連携を充実させる。
- ③ **地域支援**
巡回訪問におけるコンサルテーション技術や集団療育の指導技術を向上させる。
- ④ **組織改革と人材確保・育成**
外部指導者によるスーパーバイズや他施設への派遣研修などにより職員の能力向上を目指すとともに、組織内研修の考え方を整理していく。
- ⑤ **経営基盤の強化**
基本協定の検証や長期的な施設維持経費の検討により、経営の安定化を目指す。
- ⑥ **法人モデル事業（最終年）**
親子フリースペース「ぷらっと」を所内、地域で継続実施する。
- ⑦ **自己評価の実施及び公表**
児童発達支援ガイドラインを踏まえた上で、必要な自己評価を行い、公表していく。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象に、成長発達に伴う変化を見すえて評価、診断、発達支援を行う。

- (1) 診療科目：小児精神科、児童精神科、神経小児科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来 ・初診 450 人、再診 3,500 人
- (2) 外来療育等

心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士がソーシャルワーカー、医師、看護師、通園部門スタッフとともに子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育（評価グループ等）等を行う。また、支援のねらいや現状を、子どもや家族、地域関係スタッフと密な連携を取り共有する。

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
3,000 人	2,500 人	2,500 人	2,400 人	2 人、延べ 30 人

- (3) グループ療育（診療報酬）

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
評価グループ	週 1×3 回他	14 クール	120 人	300 人
5 歳児グループ	月 1 回	1 クラス	7 人	80 人
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・コミュニケーションや人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

併行通園のニーズに対して、プログラムの再検討を行う。

- (1) 利用児童数

利用種別	定員	利用児童数	延べ児童数
児童発達支援センター（知的障害児）	50 人	110 人	7,800 人
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	10 人	10 人	600 人
計	60 人	120 人	8,400 人

- (2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。
- ② 原則として2歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、基本的な生活習慣、安定した人間関係の育成等を目標に、少人数クラスによる療育を実施する。
- (3) 年間行事
入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、コンサート、成長お祝い会、卒園式、避難訓練等

3. 地域支援部門

(1)福祉相談室

診療・通園各部門をはじめ関係機関と連携して、相談・就学・在宅生活等についてライフステージに沿った支援を行う。相談支援事業所として利用計画の相談を行う。

- ① 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 500 件 延べ相談件数 5,000 件)
- ② フリースペースぷらっと：インテークから療育開始までの待機期間に、保護者の不安軽減のために、親子で安心して遊べる場、育児相談できる場を提供する。法人モデル事業として、区等と連携し、所内および地域に出向いての開催も実施していく。
(実施回数 20 回 延べ対象児童数 100 人)
- ③ 巡回訪問：保護者や幼稚園・保育所・学校等と連携し、センター利用児童等の支援、職員への助言等を実施する。出前研修を継続する。
(実施回数 150 回 延べ対象児童数 250 人)
- ④ 区保健福祉センターとの連携：宮前、多摩保健福祉センターと連携会議を各区年3回開催し、紹介児童の情報交換を行う。日常的に随時連携し協働する。
- ⑤ 地域支援：地域関係機関向けに地域講座を2回実施する。また市内4療育センターと協同して、保護者等を対象に療育講演会を2回実施する。
- ⑥ 家族支援：療育センター利用者の家族に対して相談、研修等を行う。
- ⑦ 就学・学校支援：総合教育センターと協力して就学説明会、学校見学の調整等を行い、学齢期の子どもの相談や学校支援などを行う。
- ⑧ 障害児相談支援事業：障害児支援利用計画作成
(障害児支援計画作成 600 件 モニタリング 600 件 相談支援計画のみ 200 件)
- ⑨ 他機関等との連携：保健福祉センター、児童相談所、教育委員会、市所管課、市内地域療育センター、関係事業所、医療機関等との連携を密接に図る。

(2)地域支援室

- ① 児童発達支援事業所：障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。
(定員 10 人 利用児童数 100 人 延べ児童数 1,200 人)
- ② 地域支援：福祉相談室と連携し、幼稚園、保育所、小学校等に訪問し、個別支援とともに施設支援を行う。⇒ 3 (1) ③巡回訪問
- ③ 啓発活動：福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算管理、施設管理等の事務
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・川崎市との連絡調整、基本協定や覚書の検証
- ・給食の提供や通園バスの送迎(委託)

5. 職員体制

所長(医師)、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、事務員等の常勤・非常勤職員 計64人(非常勤医を除く)

6. 社会貢献

- ・実習生の受入れ ・ボランティアの受入れ ・施設見学の受入れ ・地域開放等
- ・講演、研修会の実施

横須賀市療育相談センター

【施設目標】

①利用者サービスの拡充

アセスメントをより丁寧に行い、ニーズに応じたプログラムを提示する。地域全体で支援を行うため、関係機関や教育機関との連携を更に深める。業務の基本に立ち返ることで、より質の高いサービスを提供しつつ、安定的な運営を実施する。

②人材の育成

OJT を中心に、内部研修や外部研修等に参加してスキルアップを図る。若手や中堅職員に計画的な研修を受けさせ、組織力の強化を図る。

③経営基盤の強化

次期計画を作成するに当たり、法人本部や他センターと協力し、経費節減に取り組む。予算上限額が決まっている中で、数年先の予算執行状況を想定して、委託料の管理を行う。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神・神経科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来
初診 650 人 再診 5,000 人

(2) 個別療育・訓練

医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。心理士による発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。

(3) 利用者サービスの拡充

保護者支援の充実を目的として、療育講座の開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目指し、個別療育目標を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 平成 30 年度利用児童数(計画)

通園契約	利用児童数	定員
福祉型児童発達支援センター	87	50
医療型児童発達支援センター	16	40
計	103	90

(2) クラス編成

①障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園・併行通園等にクラス編成をする。

②原則として3歳児は親子通園、4、5歳児は単独(週5日)クラスと併行クラスとする。

(3) 年間行事

入園式、全体懇談会、クラス懇談会、個別療育面談、保護者参観、給食試食会、遠足、運動会、お楽しみ会(クリスマス)、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会

(4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催

横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。

(5) 保護者会への協力

ピアカウンセリングや、夏季休園の時期に開催されたイベント等、保護者会が主催する各種企画への協力を行う。

3. 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムにもとづき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談

発達の遅れや障害のある児童の療育に関する相談を行う。

新規 500 件 総相談件数 6,500 件

(2) 巡回相談

保護者や、保育園・幼稚園・小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。年間を通じて継続巡回訪問を行う。

巡回訪問回数 ： 延べ 220 回

巡回相談件数 ： 延べ 290 回

(3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携

健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。

(4) 地域支援

発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。支援機関の職員の専門性の向上（スキルアップ）を目的とした研修を実施する。

(5) 家族支援

当センター利用者の家族に、ライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。

(6) 学校支援

横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携

各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。

(8) 親子教室・早期療育教室・療育教室

当センター及び市内4ヶ所にて各教室を実施する。

親子教室	6 教室 60 人
早期療育教室・療育教室	13 教室 130 人

(9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業

ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する諸福祉サービスの利用計画を作成する。

利用計画作成件数 ： 延べ 470 回

モニタリング件数 ： 延べ 670 回

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・施設における会計処理、人事労務、給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）
- ・運営協議会の開催（年2回）、市との連絡調整会議

5. 職員体制

所長（医師）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、管理栄養士、事務員等の常勤・非常勤計 94 人

6. 社会貢献

- ・実習生受入：医師、心理士、作業療法士(2 箇所)、看護師(2 箇所)、保育士(3 箇所)他
- ・ボランティア：通園兄弟妹保育
- ・施設見学：随時受入

横浜市港南区生活支援センター

【施設目標】

①指定相談支援事業

利用者が望む生活の実現に向け、サービス利用計画の作成を始めとする計画相談支援を提供する（契約件数 30 件）。また、利用者の退院に向けた地域移行支援計画を作成し、無理のない丁寧な関わりをする（契約件数 2 件）。

②適切な相談支援

地域や関係機関と連携し、必要に応じてケアカンファレンスを開催する。生活支援センターが「相談の場」としてより周知されるよう努める。また、利用登録の見直しに際し、面接を通して利用目的、生活状況等の再アセスメントを行う。

③アウトリーチ

個別支援計画に基づいた計画的な訪問支援を行い、本人への支援を考える指針としていく（年間目標 80 件）。自立生活アシスタントの訪問による見守り支援を充実する。

④人材の育成

相談支援専門員として必要な研修を受講し、適切なサービス等利用計画の作成など計画相談を提供する。必要な研修については、休館日に外部講師を招いた職員勉強会を実施する。また、社会資源の情報などについて、会議等にて報告や周知を行い、内容を共有する。

⑤普及啓発

港南区委託事業では「精神障害の理解」について、家族や支援者などを対象とした講座を開催して精神障害の理解に向けた啓発を行う。

⑥個人情報の適正な管理

個人情報の取り扱いについて再点検を行い、事業者の義務や責任を再確認するとともに、保護の重要性の認識と法令遵守に基づく適正な管理を徹底する。

【事業計画】

1. 事業内容

(1) 相談支援事業

- ・「個別支援計画」に基づいた専門的・個別的な相談支援
- ・精神科嘱託医による医療相談、訪問、同行、情報提供などの日常生活支援
- ・障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）

(2) 地域活動支援センター事業

- ・居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、各種プログラム・イベントの実施
- ・関係機関、地域住民との交流。普及啓発事業

(3) 港南区委託事業

- ・精神保健福祉・出前講座の開催（地域の支援者向け普及啓発：年 6 回程度）

(4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	15,000	食事サービス	5,500
1 日平均利用者数	42	入浴サービス	1,600
1 日平均当事者来館者数	32	洗濯サービス	200
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	4,800	計画相談支援（実数）	30

2. 職員体制

所長、精神保健福祉士、社会福祉士等の常勤・非常勤 計 11 人

3. 社会貢献

平成 30 年度も実習生、研修生、福祉職場体験事業、ボランティア、施設見学について、前年度と同様受入を行っていく。

川崎市発達相談支援センター

【施設目標】

発達障害のあるご本人やご家族に丁寧に向き合い、1人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供し、社会参加を支援します。また、ライフステージを通じ、地域において安心・安全な生活が送れるように、関係機関と連携して支援を提供します。

①地域支援機能の強化

市と協働して検討委員会を年2回実施、巡回相談の実施

②人材確保と育成

外部研修参加、事例検討会・自主勉強会開催、医師の確保、全職員の講師登壇

③地域連携・社会貢献

ボランティア募集継続と受入、学生実習生の受入、実習指導者講習の職員参加

④対象やニーズ拡大への対応

外部研修会への参加と所内での共有、地域への研修会開催

⑤事業の見直し

期末の事業効果測定の実施と検討

【事業計画】

1. 相談支援事業

(1) 個別相談

ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な相談体制により実施していく。また集団力動を活用した社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動を定期的に開催する。家族支援に関しては、ペアレントトレーニングの年2回の実施と月1回の家族によるセルフヘルプグループの活動支援を行い、家族の対応スキル向上や障害受容の促進を図る取り組みを行う。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 350 人（電話のみ含む）、 継続 280 人（来所まで至ったケースのみ）
② グループ活動	学齢グループ活動（月1回） 女性グループ活動（2～3ヶ月に1回） 成人グループ活動（2～3ヶ月に1回） 当事者セルフヘルプグループ支援（月1回）
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月1回、2グループ） ペアレントトレーニング（年2回）

(2) 機関連携

発達障害は年齢によって多岐にわたる状態像を示すため、地域療育センター、こども家庭センター、各種学校、各区保健福祉センター、精神保健福祉センタ

一、相談支援センター、就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に応えていく。

(3) ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、多摩区・麻生区の相談支援に関する連携とともに、グループ活動における協働での実施、市民向け・支援者向け研修会の共同開催の実施などにより、川崎市における発達障害の専門的支援機関として弾力的・一体的な運営を行っていく。

川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援に取り組む。同じビルにあることから避難訓練等の共同開催を行っていく。

2. 発達障害者支援体制整備事業

(1) 研修開催

関係機関を対象とした研修会については、川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育園の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」（年6回）と過去の受講者向け「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」（年1回）を開催する。また、市内の相談支援担当者向け「発達障害基礎研修」（年4回）と過去の受講者向け「発達障害スキルアップ研修」（年1回）を開催する。

市民向け研修会である「市民講座」（年1回）についても「ゆりの木」と協働して開催を継続する。今年度も、センター利用児の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催し、家族のための家族による研修会の共同開催を実施する。その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

(2) その他

支援体制整備検討委員会を年2回開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校等の関係機関を訪問してのコンサルテーションを行う等により、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。また、「かわさきサポートノート」としての情報提供ツールの試行、運用等を進める。

3. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計15人（兼務を除く）

4. 職員研修

発達障害児者支援において重要な支援ツールである「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動、職業適性などをアセスメントのためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及に関しての役割を担う。

また、チックや吃音など新たな対象や問題理解のための外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施し、対応していく。

5. 社会貢献

発達障害者支援体制整備事業の研修開催や支援ツールの開発等のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。

川崎市発達障害地域活動支援センター ゆりの木

【施設目標】

発達障害のあるご本人やご家族に丁寧に向き合い、利用者が安心して過ごせる日中活動や相談支援を提供します。また、将来にわたって地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、社会参加を支援します。

①日中活動利用者の安定確保と移行

月延べ 300 人の日中活動利用、年間 10 人の移行支援

②人材確保と育成

外部研修参加、事例検討会・自主勉強会開催、医師の確保、全職員の講師登壇

③地域連携・社会貢献

ボランティア募集継続と受入、学生実習生の受入、実習指導者講習の職員参加

④対象やニーズ拡大への対応

外部研修会への参加と所内での共有、地域への研修会の開催

⑤事業の見直し

期末の事業効果測定の実施と検討

【事業計画】

1. 相談支援事業（3階相談室利用）

発達相談支援センターの北部域分室として、多摩区・麻生区の 15 歳以上の発達障害児者、その家族、関係機関からの相談を丁寧に実施していく。

ケースワーカー・心理・医師がチームとなり、また発達相談支援センターと連携して一体的、弾力的な相談体制により実施する。特に医療相談に関しては、両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な医療相談体制により実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 60 人、継続 120 人（来所相談に至ったケースのみ）

2. 日中活動支援事業（1階日中活動スペース利用）

相談支援と並行して、市内在住の所属のない 18 歳以上の発達障害者を対象に、1 階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラム、くつろぎなどの目的別にパーテーション等で分け、利用者へのわかりやすさに配慮してプログラムを実施する。アンケートの実施などによりプログラム内容の精査、利用者増を目指す。

また、北部リハビリテーションセンターのお祭りに出店するほか、地域のボランティアや将来福祉職を目指す学生実習生の受け入れなどにより、さらに地域との連携や発達障害者との交流、発達障害理解の推進に寄与する。

内容	計画
利用登録者	新規 12 人、継続 35 人、移行 10 人
利用延べ人数	3,600 人

プログラム	内 容
農 園	市民農園を借り、種植えから収穫までの作業を実施（週１回）。雨天の場合には、雨プログラムとしてリラクソストレッチを実施。
調 理	食育を意識し、レシピ作りのミーティング（月１回）から、実際の調理と参加者による食事会（月１回）を実施。その応用編として、お菓子づくりや家でも簡単に実践ができるための軽食づくりも実施。
外 出	余暇スキル・社会生活スキルの獲得を目的に、企画ミーティング、準備ミーティング、それらを基にした実際の外出を３回ワンセットで実施（年４回）。
CES・健康教育・心理教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めること等を目的に講師を招き実施（月４回）。
レクリエーション	余暇スキル等の獲得を目的に、講師が簡単なゲームなどでリードしての小集団活動を実施（月１回）。
アート	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施（月１回）。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースでの卓球やビリヤード台を利用した身体を動かす機会を提供（月３～４回）。
カードゲーム	カードゲームを通して、余暇スキルやコミュニケーションスキルを高めることを目的に実施（月１回）。
フリー	特別なプログラムを設けず、スタッフは介在するが、その時集まった利用者でゲームなどのやることを決めて活動（月８回程度）。
個別活動	まだ集団に入ることが難しい利用者に、相談の延長として担当者と個別でのゲームなどの活動を提供（随時）。
報告書作り	日中活動の様子振り返りと広報、文書作成スキルの向上などを目的に、利用者による活動報告書を作成（月１回）。

３．普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害基礎研修」、「発達障害スキルアップ研修」、市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

４．職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計７人（兼務を除く）

５．社会貢献

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等により社会貢献を進めていく。

横浜東部就労支援センター

【施設目標】

- ①精神障害者・発達障害者の就労支援ニーズへの対応
支援の質と量を確保するため組織の強化を図る。
- ②本人の尊厳を守る職場定着支援体制の構築
障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供に焦点を当てた企業折衝を行う。
- ③本人・家族からの新たなニーズへの対応
新規ニーズを広く受け止め、社会資源の活用や、関係機関との連携を柔軟に行ないながら総合的・包括的に対応していく。
- ④横浜市就労支援センター事業のあり方の検討に向けた協議
「横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン」に沿って運営し、適宜モニタリングを行なう。
- ⑤地域相談支援体制における一次相談支援機関としての役割遂行
自立支援協議会での活動を通じ地域相談支援体制の構築に参画すると共に、「横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン」に沿って一次相談支援機関の役割を遂行する。
- ⑥人材の確保と育成
人材育成については、外部研修の受講等の奨励とともに、スーパーバイズ体制と複数担当制により効果的・効率的に推進する。
- ⑦経営基盤の強化
経営基盤の強化に向け、効率的運営に努めるとともに、就労支援センターの横の連携をもって市に対して必要な予算要求を行う。

【事業計画】

1. 支援対象者数・相談支援件数数値目標

(1) 登録者・就労者数等

	人 数
新規登録者	50
継続利用者	190
新規就労者	10
継続就労者	150

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件 数
就職に向けた支援	1, 100
職場定着に向けた相談・支援	2, 200
日常生活・社会生活に関する相談・支援	30
就業と生活の両面にわたる相談・支援	200
合 計	3, 530

2. 事業内容

障害の種別を問わず一人一人の意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援、ならびに地域生活支援体制を構築し、利用者とともに就業生活上の課題に取り組む。

- (1) 相談：利用者・家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
 - ・関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。企業の雇い入れ相談に応じる。
- (2) 就職に向けた支援：①適性把握②求職登録・求職活動の支援③利用者の意向を尊重した職場の開拓・確保 ④職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言。
 - ・一般校の在籍生徒の求職支援ニーズに対して、在籍校と連携のもと支援をする。
- (3) 職場定着支援：職場訪問等を通して利用者・企業に対する支援を行う。
- (4) 離職・転職支援：利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。
- (5) 関係機関との連携・協働：横浜市、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校、相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的に事業を運営する。
- (6) 啓発活動：障害者の就労に関する啓発活動を行う。
 - ・本人・家族を対象とした労働関係法規に関する勉強会・相談会を継続する。

3. 職員体制

センター長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計6人。

4. 社会貢献

就労関係の勉強会の講師派遣依頼等に対応する。

川崎南部就労援助センター

【施設目標】

①増加する利用登録者に対応していく体制づくり

近年は障害者雇用が大幅に伸び、センター利用者も年々増加している。また今年度新たに創設される「就労定着支援」の動向も踏まえ、支援方法の見直しや業務の効率化を目指す。

②精神障害や発達障害など多様化する相談ニーズへの対応

障害の多様化や対応困難ケースなど様々な相談ニーズに対応できるよう、事業所内の情報共有や職員のスキルアップ向上を図る。

③就労支援ネットワークの強化と地域連携

障害者就労支援ネットワークの中心的役割を担い、地域関係機関と連携して会議や研修を開催する。また見えてきた課題に対して新たな取り組みを目指す。

④新たな利用者層への働きかけと取り組み

職場体験実習や就労体験事業などを通じて、一般就労への準備が必要な方など幅広い層に向けた支援に取り組む。

⑤企業や地域に向けた普及・啓発活動

平成 30 年度より「精神障害者の雇用義務化」「法定雇用率の引き上げ」など法改正を予定しており、地域や企業に向けた普及活動を推進し、障害者理解を目指す。

【事業計画】

1. 就労支援目標

(1) 相談者数

	人数 (28 年度)
新規登録者	90 (90)
継続利用者	450 (372)
新規就労者	60 (43)
継続就労者	300 (266)

(2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (28 年度)
就労に向けた相談支援	2,600 (2,401)
職場定着に向けた相談支援	3,600 (3,034)
生活支援に向けた相談支援	
就業と生活両方の相談支援	
合 計	6,200 (5,435)

2. 事業内容

(1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じる必要がある。また地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につながっていない層への支援に取り組む。

(2) 求職支援

- ・本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。

- ・職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方への支援を丁寧に行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

(3) 定着支援

- ・就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状の把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・特別支援学校の卒業生の定着支援については、卒業後3年後を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。また新たに創設される「就労定着支援」サービス事業所との役割を明確にし、支援に取り組む。
- ・事業所内で「就労者の会」を定期開催するなど、新しい定着支援手法に取り組む。

(4) 関係機関との連携

- ・川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネート会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などの取り組みを行う。
- ・地域の事業所との連携を深め、就労体験の機会を提供し、就労につなげる役割を積極的に果たす。

3. 職員体制

所長、ワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

4. 社会貢献

実習や見学などの受け入れ、就労関係講座への講師派遣などを行う。

